

ソ連の対外政策

—ソ連のめざすもの—

高 屋 定 國

はじめに

今日、私に与えられたテーマは、「80年代の世界はどうなるのか」という総合的な問題の中で、「ソ連のめざすもの」は何であるかであります。

第二次世界大戦直後のソ連の対外政策は、一言で言えば、非常に膨張主義的であった。それは、終戦処理として一応固定化されていった。しかし、スターリン批判以降、国際共産主義運動の路線をめぐる対立の表面化とハンガリー事件、チェッコ事件から中ソ対立により、ソ連をめぐる隣接諸国との紛争が激化して来た。又、ソ連はインドシナ諸国、インド洋やアフリカにまでその勢力を拡大して来た。

この様なソ連の対外膨張主義の現実を前にして、本来、国際友好的で民族の主権を擁護すべき立場にある社会主義国としてのソ連に対して新しい認識の必要が迫られている。例えば、中国は、ソ連を「社会帝国主義」と言っている。西欧の一部では、「民族主義的傾向」とあるとか、ユーゴスラヴィア共産主義者同盟は「国家資本主義」と言っている。又、或る人達は、ソ連は、「新しい階級」国家であると論じている。現在、ソ連について旧来の教条主義的マルクス主義の認識と異なる多くの理解がなされているが、その「膨張主義」的であることについては共通して認めている。

では、ソ連のその膨張主義的な対外政策が出て来る根拠は何であるか？ と言うことになる。これ又、意見が別れる。一国の対外政策を見る場合、その国の置かれている地理的条件と歴史的条件の二面を考える必要がある。殊に、后

者は、その国の性格と指導者、指導グループの具体的な資質を見なければならぬ。

ソ連の対外政策の三要素

ソ連は、ツァー・ロシアから、1917年のロシア革命によって、共産党が指導する社会主義国家になって現在に至っている。このから、私はソ連の対外政策を決定する要因を分析して、次の三点を上げることが出来る。

第1は、ロシア的なもの

第2は、ソ連の安全保障のため

第3は国際共産主義運動のヘゲモニーの確立をめざして

然し、この3点は、ソ連の対外政策を考える場合の一応の指標であって、ソ連の如く、イデオロギー、党と国家が癒着している国においては、これらが複雑にからみ合っていることが多い。

ロシア的なもの

1917年のロシア革命は、レーニン達のマルクス主義的社会主義者の指導による社会主義革命であり、それによって成立したソ連は、社会主義国家である。その為、この国は、国是としてマルクス＝レーニン主義のプロレタリア国際主義を掲げている。しかし、如何なる革命も、或る一定の歴史的、空間的な現象である。ロシア革命も例外ではなく、ロシア的な土壌と伝統の上に開花したものである。従って、そこには、伝統的なロシア的なものの上に、この革命の指導者達の思想であったマルクス主義が定着していったのも自然である。これをロシア的マルクス主義と言っても良いのかも知れない。これは

マルクスが生活した独・仏・英・ベルギーの様な西ヨーロッパと異った社会的環境であり、殊に、当時のロシアは、工業の発達がおくれて居り、その結果、プロレタリアートの人口比率が低かった。その為、大衆に受入れられ、大衆を革命化することを期待する革命家は、マルクス主義を自国の大衆に受入れられ易い様に解釈し、説明するのが常であり、ロシアに於ても同様であった。そこで、プロレタリアの成立と政治的民主主義の発展のおくれたソ連では、その政治思想の中に、農民的な考え方とツァー的な独裁な方法が克服されずに引継がれていったのも自然であった。その為、ソ連が、民族主義的になり対外的には、国際主義的立場を徹底出来ず、膨張主義的になって行ったと考えられる。ソ連の対外政策のロシア的なものとしては、南下政策で、その一つの例が、千島問題であり、昨今の中東及びインド洋への勢力拡張である。

ソ連の安全保障……国家の立場……

マルクスの時代の様に、在野の思想家で、議論だけして居った時と異り、ロシア革命によって成立したソ連の指導者は、国家を運営し、経営する立場に置かれた。そこで、その指導者の集団であるソ連共産党に指導されたソ連国家はマルクス＝レーニン主義を国是とすると称すると共に、対外的には、国家としてのソ連の安全保障を保障する義務を負ったのである。こゝに、権力獲得前の革命思想としてのマルクス主義と革命後の国内の建設と国家の安全保障しなければならない時代のマルクス主義に大きな変化をもたらした。

レーニンの死后、1927～8年頃より、スターリンが党内の反対派を打倒し、全力を国内建設に着手した一国社会主義の頃より、ソ連は国家主義的傾向が強くなって来た。革命当時、ソ連の指導者達が期待したドイツ革命等の西ヨーロッパ諸国の革命の見通しもなくなり、理論的にも、レーニン、トロツキー時代の様に、世界革命の中でソ連の社会主義建設を考えるよりも、ソ連一国だけの社会主義建設を考える様になった。殊に、トロツキーの失脚後は、その傾向が

決定的になった。即ち、一国社会主義である。

他方、1930年に入ってから、ソ連の東側から満州事変に始る日本の圧迫と西側からは、1933年にヒトラーが政権に執き、ソ連は、東西のナチス・ドイツと軍国主義日本に狭まれる様になった。この頃よりソ連は、自国の安全保障を唯一の国策として、第一次、第二次の五ヶ年計画により、強力なソ連国家の建設に向った。それは、重工業重点主義と強引な農業の集団化であり、その過程で非民主的な処置が行われたが、その結果、第二次大戦中にドイツ軍の侵略に耐え、連合国の一員として勝利者の側に立つ事が出来たのである。

しかし、この様な国内的、対外的な条件によって国家主義的な傾向に向ったソ連は、後に、ソ連共産党第20回大会のフルシチョフ報告で、その一部が明らかになった様な「スターリン主義」を生み出したのである。

スターリン主義は、国内では、人権と民主主義の否定、対外的には国際主義の否定として現れた。その為、ソ連では、第二次世界大戦を、反ファシズム、民主主義と自由擁護の闘いと言うよりも、大祖国戦争として把握された。ドイツの侵略から、民族の解放を当面の任務としたソ連は、祖国の解放を考える事は理解出来る一面を持っているが、その民族解放戦争が、当時の世界的な課題である「反ファシズム」と国際連帯を忘れ、専ら、ナショナル・インターレストを追求した処に問題があった。当時のソ連では、イワン雷帝はロシア民族の英雄として尊敬され、科学的な発見はすべてロシア人によって行われたと宣伝し、民族意識を高揚していた。こゝでは、レーニン達が行ったロシア革命直後の「平和について」の布告の精神は忘れ去られ、国際主義は過去の遺物となり、反逆者トロツキー主義等と批難されていた。この様なスターリンの民族主義は、第二次大戦の終戦処理に現われている。

スターリンは、第二次世界大戦が間もなく終わろうとしている時に、ヤルタでチャーチルと会談し、戦后世界の勢力分割に関する秘密協定—ヤルタ協定—を結んでいたのである。それは、

各民族の個有の権利である民族自決権を否定し世界を東西の二大勢力圏に分割する構想である。これに基き、東ヨーロッパ諸国は、ソ連の支配の下で社会主義国となり今日に至っている。尚ポーランド、チェコスロバキア、ルーマニアハンガリヤ等に於ては、その領土の一部をソ連領に編入することによって、大戦前には、ソ連と国境を接していなかった国々に対しても、ソ連は直接国境を接する事になり、然も、ソ連は、西側の資本主義諸国と国境を接しない様になった。この様な、ソ連の戦後の東ヨーロッパ政策は、自国の安全保障に基づく対外政策の典型と言う事が出来る。

東ヨーロッパの諸国は、ユーゴスラヴィアを除けば、第二次大戦中、ドイツ側に従って連合国に敵対した国々か、ポーランドの如く、独・ソ相方より分割占領された国々であった。その為、これらの諸国では、自国内の強力な抵抗組織による「反ファシズム」解放闘争によって、民族の独立を確保し、その上に社会主義政権を樹立されたのではなかった。そこでは、専ら、赤軍によってドイツ軍の占領を取り除き、その上に、戦時中、ソ連に亡命していた共産主義者によってソ連の援助の下に社会主義政権が樹立されたのである。従って、これらの諸国の共産党の指導者は自国の利害よりも、ソ連の利害を優先的に考える様になり、彼等の協力により、ソ連の東ヨーロッパ政策が容易に遂行された。しかし、東ヨーロッパ諸国ではその後、ソ連の要請＝利益と民族的な利益の間に矛盾が現れて来た。その矛盾は、1948年のコミンフォルムからのユーゴスラヴィア共産党の除名によって表面化した。ユーゴスラヴィアでは、第二次大戦中に、チトーを中心とするユーゴスラヴィア共産党が、バルチザンを組織し、独自の力で、独軍を追い出し、民族を解放し、その上に社会主義政権を樹立した。その点は、ユーゴスラヴィアと中国は似通った点を持っている。

この様にして、第二次大戦後のユーゴスラヴィア以外の東ヨーロッパでは、ソ連の現実的な力による支配が行われて来た。前述の如く、ユーゴスラヴィアと他の東ヨーロッパ諸国とは異

った歴史的経験によって成立したのであるが、スターリンにとっては、両者が同じ様に考えていた。しかし、ユーゴスラヴィアのチトー達にとっては、自力で民族を解放したと言う民族的自負があり、スターリンの不当な要求には従うことが出来なかった。チトーのコミンフォルムからの除名につづいて、東ヨーロッパの各国の共産党内で、ソ連派と民族派の対立が起り、民族派はチトー主義者として粛清されて行った。その後ソ連は、東ヨーロッパ各国共産党のソ連派＝スターリン主義者を使って、それぞれの国をコントロールしていった。

しかし、1953年のスターリンの死につぐ、1956年のソ連共産党第20回大会における「スターリン批判」を契機に、従来のソ連支配に対する東ヨーロッパ各地で「民族独立」の要求が起って来た。その最大の事件は、1956年10月のハンガリー事件である。

ソ連は、「スターリン批判」によって、旧来の政治指導者の中心人物であるスターリンを批判することによって、党及び国家が自己批判したことになった。その後、ソ連では、一時「雪どけ」時代が在り、後に問題になるソルジェニーチン等の作家も公然と作品を発表出来、自由と民主主義が復活する様に見えた。しかし、1956年10月、ハンガリヤでソ連軍の徹退を要求して立上ったブタペスト市民の要請に応じたかに見えたソ連は、ナチ政権が、ハンガリヤがワルシャ条約からの離脱＝中立を要求するや直ちに軍事介入によって、ハンガリヤを再び占領した。この場合のソ連の行動は、自国の安全保障の為に、西ヨーロッパの資本主義国とソ連の間接地帯の衛星国としてハンガリヤを確保して置くことを目的とした行動であったと思われる。この様に、ソ連の対外政策には、自国の安全保障の為に、国際輿論の反対があっても、当該諸民族の自決権を無視しても行動することある。

国際共産主義運動の「ゲモニー」の確立をめざして……党の立場……

社会主義国は、国家＝政府と党の二つの顔を

持って居り、ソ連を見る場合も、この二つの面を見なければならぬ。殊に、ソ連では、国家＝政府よりも、党の方が重きをなしている場合が多い。例えば、誰も、政府の機関紙「イズベスチヤ」よりも、ソ連共産党中央委員会の機関紙「プラウダ」の方が重要視されている点を見ても、この関係は明らかである。

ソ連では、前述の如く、イデオロギー、党、国家が癒着し、三位一体になって居り、その中でも、党がイデオロギーと国家を指導している関係にある。ソ連憲法第六条は、「ソ連邦共産党は、ソビエト社会の指導及び嚮道(きょうどう)的勢力であり、ソビエト社会の政治体制、あらゆる国家機関と社会組織の中核である」と規定している。この様に、ソ連では、憲法によって共産党が、国家、社会を指導する事を決めて居る。この事は、ソ連国民は、共産党の指導を受ける事を国民の義務であることを意味する。即ち、ソ連国民は、生れながらにして共産党の指導を拒否出来ないのである。若し、この条項に反する事は反党分子であり、即、国家反逆罪になる。然も同条后段で「マルクス・レーニン主義学説によって武装された共産党は、社会発展の基本的な展望、ソ連邦の内外政策路線を決定し、ソビエト国民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利のための闘争に計画的な、科学的裏付けのある性格を付与する」と規定している。后段では、その共産党が、マルクス・レーニン主義学説と言う一つの理論＝イデオロギーによって指導されていると規定している。こゝでは憲法によって、マルクス・レーニン主義を国家の学説である事を明示している。憲法によって特定イデオロギー・学説・理論を決定しており従って、国民は生れながらにして、マルクス・レーニン主義を受入れなければならないことを意味している。その上、現在、世界には、マルクス主義にも多くの解釈が在る事を考えると、その選択は、結局、党中央委員会であり、最後には、書記長の意見が正しいマルクス主義の解釈と言うことになる。そこでは、一人の書記長の考え方が、党の理論となり、国家の学説となる体制にある。この一枚岩的体制は、スタ

ーリンによって、多くの党内の反対派を肅清して築き上げられたものである。

この様な体制であっても、やはり、党内、国内には多くの異説が存在し、それを、党と国家の権威と権力によって抑圧し、一枚岩に保っているのが現状である。こゝでは異説の存在は認められない。殊にマルクス主義の公認でない異った解釈は、反対派の形成に発展する可能性をはらんで居り、特に危険な思想である。従ってソ連では、指導部は、ローマ法皇の如く「マルクス主義」と言う聖典の解釈権を常に、唯一に確保して居らなければ安心出来ない状況にある。この様な関係が、ソ連に於ける「言論、思想」の自由と人権の否定と民主主義の発展を阻害している原因である。こゝでは指導部は常に自己を絶対化しなければならず、若しそれを怠れば失脚する危険がある。この様にソ連では、指導部は常に、マルクス・レーニン主義の正しい継承者として自己を絶対化しなければならない。この事が、思想面ばかりでなく、実践面にも当然波及し、殊に、革命史、ソ連史に於て、常に指導部は正しかったとする。そこから、後にソ連共産党になったボルシェヴィキが常に正しく、その経験は国際的にも通用する唯一の路線として、コミンテルンを通じて世界の共産党に強要された。1943年にコミンテルンが解放されたが、第二次大戦后、1947年にコミンフォルムが結成された后、両者の性格は異っているにもかかわらず、ソ連は、同じ様に行動した。その好い例が、1948年のコミンフォルムのユーゴスラヴィア共産党の除名であった。

しかし、第二次世界大戦后は、東ヨーロッパと中国が社会主義化し、こゝに、世界は、復数社会主義の時代に入ったのである。中国共産党については、戦前のコミンテルン時代から、他の共産党と異り、或る種の特殊な地位を占めていた。中国の社会主義化は、世界政治に大きな変化を与えたばかりでなく、国際共産主義運動に異質なものを持込んだ。従来共産主義運動と理論は、ヨーロッパを中心として考えられていたが、アジアの中心に、異った文化と社会的条件の中で、独自の力で民族を解放し、社会主

義政権を樹立した中国共産党の存在は、国際共産主義運動に大きな改革を要請した。旧来のソ連の一国社会主義の経験を絶対化する路線から複数社会主義の時代に対応出来る様な新しい路線が求められてきた。それは、各国共産党の平等と独自路線の承認であった。

この様な、国際共産主義運動に於ける多様性の承認は、マルクス主義の分化を生み出した。ユーゴスラヴィアの承認はチトー主義（非同盟主義、自主管理社会主義と市場社会主義）や「社会主義のイタリアの道」はタリア・マルクス主義からユーロコミュニズムとなり、他方、中国では毛沢東主義へと発展し、一枚岩的なソ連中心の国際共産主義運動が崩壊していった。ソ連指導部としては、自説と異ったマルクス主義の承認を意味して居り、それは、国内の反対派の合法化に発展する可能性があり、自己の墓穴を掘る事になる関係にある。イデオロギー、党、国家の一体化を維持し、異端を排除することによって自己を正統化することによって権力を握っているソ連指導部としては、それは絶対に認める事は出来ない。このことが、ソ連が、社会主義国に対して、資本主義国以上に厳しい態度に出る原因である。1968年のチェッコ事件はこの良い例である。チェッコスロバキアでは、同年1月の党大会で、いわゆる「人間の顔をした社会主義」の「新綱領」を採択し、書記長に若いドブチェックが就任した。ここには、多くの改革が盛られて居り、殊に、政治的民主主義と経済の自由化が計画されていた。その後、この国の動きは「プラハの春」と称せられる明るい方向に進んで行った。隣国で、この様な方向に

進むことは危険思想の国内への伝播を最も恐れるソ連の指導部としてはこの状況を認めるわけには行かずここに国際輿論の反対を受けても、あえて軍事介入した原因である。同様なことが、対中国政策やアフガニスタンへの軍事介入、ユーロコミュニズム批判、ユーゴスラヴィア批判として現われている。他方、国際的にはソ連より離れて独自の動きをしているルーマニアには、チェッコスロバキアの様にソ連が軍事介入しない理由は、ルーマニアは国内体制がソ連と似ている上に、直接西側と隣接せず、ソ連に忠実なブルガリアに狭まれている地理的条件をあげる事が出来る。

む す び

以上の様に、ソ連の対政策の動機を三点に分類して話しましたが、はじめに述べた様に、これらは一応の分類であって、一つの政策が、完全に分けて分類出来るものではなく、具体的には、それぞれが複合する場合が多い。しかし、そのどの点をとってみてもソ連の対外政策は膨張主義的である事には変りない。この様に、ソ連の対外政策は、情勢が許すならば、世界をソ連指導に忠実な自国と同型の社会主義化が最終的な目標であると考えられる。又、反面、ソ連が、現在の様なイデオロギー、党、国家が癒着した体制である限り、指導部としてはこの目標が完成されないことには安心することは出来ない。このため、ソ連が、常に国際共産主義運動に於けるヘゲモニーの確立をめざし対外的危機観を煽動する原因でもある。